

「指定定期検査機関の指定」に係る標準処理期間について

平成24年2月20日設定

計量法第20条第1項及び指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定期間の指定等に関する省令第1条に規定する指定定期検査機関の指定に係る標準処理期間は以下のとおりとする。

標準処理期間 20日

上記標準処理期間は、申請書を受領した日から指定に係る書類を発送するまでに要する期間とする。